

改姓・改名、通称名・旧姓使用の手続きについて

改姓又は改名をした場合若しくは通称名又は旧姓の使用等を希望する場合は、以下の【提出書類】を教育支援課教務係へ提出してください。

なお、以下の【注意事項】について、事前に必ず確認してください。

【提出書類】（提出先：教育支援課教務係）

※の様式は下記よりダウンロードしてください。

- ・ 本学 HP → 教育 → [教務に関する各種制度]休学、退学等の手続 → 6.改姓（改名）、通称名等
<https://www.jaist.ac.jp/education/procedures/absence-withdrawal.html>

（1）改姓・改名

- 改姓等届 ※
- 改姓又は改名後の戸籍上の氏名を証明する書類

（2）通称名又は旧姓の使用

- 通称名等使用願 ※
- 以下の証明書類等
 - 住民票に記載されている通称名を使用する外国籍の学生
 - ・住民票の写し
 - 性別違和又はこれに類する理由のため通称名を使用する学生
 - ・戸籍上の氏名を証明する書類
 - ・医師の診断書
 - 旧姓を使用する学生
 - ・改姓前後の戸籍上又は在留カード上の氏を証明する書類
 - その他の理由のため通称名を使用する学生
 - ・戸籍上又は在留カード上の氏名を証明する書類
 - ・通称名使用理由書（別紙）※
 - ・通称名を日常的に使用していることがわかる書類

（3）通称名又は旧姓の使用中止

- 通称名等使用中止願 ※
- 戸籍上の氏名を証明する書類

【注意事項】

- ・ 法令等、省庁等の制度等及び学長の判断により本名を使用することとされる文書等には、通称名及び旧姓は使用できません。
- ・ 通称名の使用は1回のみ認めることとし、一旦使用を中止した場合は、再び使用することはできません。
- ・ 改姓（改名）の届出受理及び通称名又は旧姓の使用認定以降は、全ての証明書類を改姓（改名）後の氏名（通称名又は旧姓を使用する場合は、通称名又は旧姓）で発行します。
- ・ 修了、退学等（以下「離籍」という。）後の証明書類は、離籍時の姓名（通称名又は旧姓を使用していた場合は、通称名又は旧姓）で発行します。
- ・ 通称名又は旧姓の使用に係る本名との同一性の証明は、本人の責任において行うこととします。

担当：教育支援課教務係

kyoumu@ml.jaist.ac.jp